



2018年11月13日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中島 拓  
(コード番号：7187 東証第一部)  
問合せ先 取締役専務兼執行役員  
経営企画本部長 中島重治  
(TEL. 03-5909-1241)

**2019年3月期第2四半期決算発表の延期及び  
四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ**

当社は、2018年11月13日に予定しておりました2019年3月期第2四半期の決算発表を延期することとし、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を九州財務局へ提出することにいたしましたので、お知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 決算発表の延期及び四半期報告書の提出期限延長の理由について

近年、営業拡大に伴い代位弁済立替金残高が大きく増加してきたことを契機に、監査法人から貸倒引当金の十分性の検証を行うよう指示がありました。これを受け、当社として検証した結果、2019年3月期に係る第2四半期決算手続中に、貸倒引当金の算定方法を債権の発生期間別で区分する方法から、債務者別等で区分する方法に変更することといたしました。

当社としては、2019年3月期第2四半期決算から当該変更を適用すれば良いとの認識でございましたが、監査法人との協議を重ね、当社として改めて検討した結果、変更後の方法は過年度にさかのぼって適用することが妥当であることが判明したため、過年度の決算を訂正することとし、これにより当期の決算にも影響が及ぶこととなったものであります。

なお、変更後の方法を過年度にさかのぼって適用することが妥当とした理由としては、変更後の方法を過年度に適用した場合に相応の金額的影響が想定されること及び変更後の方法に用いるデータは過年度においても抽出可能であったこと等を踏まえ、過年度の貸倒引当金の算定における使用すべきデータの未使用によって貸倒引当金の見積り誤りが生じており、過年度決算における貸倒引当金の誤謬があったと判断したためであります。

この事象の精査、訂正すべき金額の確定及び過去に提出した有価証券報告書等の訂

正作業並びに監査法人による監査などの諸手続が必要となることから、当該決算発表を延期するものであります。

2. 提出期限延長の対象となる四半期報告書  
2019年3月期 第2四半期報告書
3. 延長前の提出期限  
2018年11月14日
4. 延長が承認された場合の提出期限  
2018年12月14日
5. 今後の予定  
提出期限延長に係る申請が承認されたときには、速やかに開示いたします。

以 上